「洲本市議会ハラスメント審査会が決した処分」に対する審決の申請に係る審決について

地方自治法の規定に基づく審決申請人からの審決の申請について、下記のとおり審決を行いました。

記

1 事案の概要

- (1) 令和6年1月29日、洲本市議会ハラスメント防止条例(以下「ハラスメント防止 条例」という。)第7条に基づき設置された洲本市議会ハラスメント審査会が、洲 本市議会議員である審決申請人が洲本市職員に行ったとする性的な言動をハラ スメントと認定(以下「本件認定」という。)した。
- (2) 令和6年2月19日、審決申請人は、地方自治法第255条の4の規定に基づき、兵庫県知事に対し、本件認定は、職権を濫用し、正当な手続きを経ずに処分を科したものである等と主張して、処分の取消しを求める審決の申請を行った。

2 審決の要旨

(1) 主文

本件審決の申請を却下する。

(2) 理由

審決の申請ができる者は、地方自治法第255条の4の規定により、「普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者」とされているところ、本件認定は、ハラスメント防止条例に基づくものであり、本件審決の申請は不適法である。